



2017年5月23日

各 位

会社名 サイバーコム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 渡邊 剛喜  
(東証第一部 コード番号: 3852)  
問合せ先 執行役員管理部長 元下 恵子  
(TEL. 045-681-6001)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月23日開催の取締役会において、2017年6月23日開催予定の第39回定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社では、事業運営のための不動産を所有しており、その有効活用による定期的な収入を見込んでおります。また、サービス事業における業容拡大も見込まれます。

これらを踏まえ、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

(2) 当社の事業年度は「毎年4月1日から翌年3月31日まで」であります。親会社である富士ソフト株式会社の事業年度は「毎年1月1日から同年12月31日まで」となっております。

親会社との決算期統一を図り、経営計画の策定や業績管理など事業運営の効率化を推進すると共に、今後見込まれる海外展開(自社プロダクトの販売・協業等)を考慮し、当社の事業年度を毎年1月1日から同年12月31日までに変更いたしたく、現行定款の変更を行うものであります。

これに伴い、現行定款第10条、第13条、第46条、第47条及び第48条に変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第40期事業年度は2017年4月1日から同年12月31日までの9ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (条文省略) (新 設) (新 設) 7. 前各号に付帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行どおり) 7. <u>不動産関連事業</u> 8. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u> 9. 前各号に付帯関連する一切の業務

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社は、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から同年<u>12</u>月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第47条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社は、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>第46条の規定にかかわらず、第40期事業年度は2017年4月1日から同年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p>第2条 <u>第48条の規定にかかわらず、第40期事業年度は取締役会の決議によって2017年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、2017年12月31日をもって削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2017年6月23日(金)
定款変更の効力発生日	2017年6月23日(金)

以 上